

令和 8 年 6 月橋本市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 8 年 6 月 18 日（木）

議事日程第 5 号

令和 8 年 6 月 18 日（木） 午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

日程第 3 議案第 2 号 橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例について

日程第 4 議案第 3 号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 4 号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 1 号 令和 8 年度橋本市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 7 議案第 5 号 物品購入契約の締結について

日程第 8 議案第 6 号 物品購入契約の締結について

日程第 9 議案第 7 号 物品購入契約の締結について

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

日程第 3 議案第 2 号 橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例について

日程第 4 議案第 3 号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 4 号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 1 号 令和 8 年度橋本市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 7 議案第 5 号 物品購入契約の締結について

日程第 8 議案第 6 号 物品購入契約の締結について

日程第 9 議案第 7 号 物品購入契約の締結について

議員定数 18 名

出席議員 16 名

1 番	森 下 伸 吾 君	2 番	板 橋 真 弓 君
3 番	岡 本 喜 好 君	4 番	梅 本 知 江 君
5 番	阪 本 久 代 君	6 番	高 本 勝 次 君
7 番	岡 弘 悟 君	8 番	田 中 博 晃 君
9 番	堀 内 和 久 君	10 番	垣 内 憲 一 君
12 番	小 林 弘 君	13 番	田 中 和 仁 君

14番 南 出 昌 彦 君
17番 石 橋 英 和 君

15番 辻 本 勉 君
18番 中 本 正 人 君

説明員職氏名

市 長 平 木 哲 朗 君
教 育 長 今 田 実 君
総 務 部 長 中 岡 勝 則 君

健康福祉部長 犬 伏 秀 樹 君
建 設 部 長 石 井 隆 博 君
上下水道部長 堤 健 君
消 防 長 永 井 智 之 君
選挙管理委員会事務局長 辻 本 昌 亮 君
財 政 課 長 三 嶋 信 史 君

副 市 長 小 原 秀 紀 君
総合政策部長 井 上 稔 章 君
経済推進部長 三 浦 康 広 君
農業委員会事務局長
危機管理監 森 下 弘 茂 君
会計管理者 山 本 陽 子 君
教 育 部 長 岡 一 行 君
病院事務局長 池之内 正 行 君
監査委員事務局長 兵 衛 一 郎 君
政策企画課長 辻 本 真 吾 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹 山 奨
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 森 本 和 也
書 記 帆 足 恵 実

(午前9時30分 開議)

○議長（田中博晃君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は16人で定足数に達しております。

○議長（田中博晃君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中博晃君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番 高本君、12番 小林君の2人を指名いたします。

この際、議長より申し上げます。

市長から、先日の岡議員の一般質問において不適切な発言があったので、当該部分の発言を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

この取消し申出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、市長からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（田中博晃君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）おはようございます。

今回はちょっとずれてあれなんですけども、

特に大きなけがもなくよかったと。ほんで今回は参考資料をつけていただいとるんで、的確に、どういう状況でどんなふうに事故が起こって、説明がかなり分かりやすかった。

だから、こういうふうに表現して、これどこの部署なんかな、福祉になるのかな、こういうふうにちゃんと明確にしていいただいたら議会が円滑になると。だから、こういうふうに今後ともちゃんと示していただきたい。

ほんなら起きてしまったことは仕方ない、事故を起こしたくてしとるわけではないので、本当に相手方にけがなくよかった、損害賠償の金額、数字がこれで、もう一件落着ついた、早期に専決処分をしていただいたということで、私たちも、処理というか、承知できるということになるので。

たったこれだけの参考資料1枚で分かりやすくてできるということ、もうちょっと当局も考えていただきたい。ちょっとずれた質問になるんですけど、今後こういうふうにしていただきたい。これ要望で結構です。もう答弁も結構です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

○7番（岡 弘悟君）ちょっと一点聞きたいんですけど、これ保険ってどういう保険になっているんですか。フリートなのかノンフリートなのか。それってそういうふうにするのかな、それとも個別に入ってはるのかな。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）橋本市で入っております保険につきましては市有物件災害共済保険ということで、何というんですか、ノンフリートとかそういうものではなく、市町村で入れる保険というような形になっています。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）これって1台が事故したら、その1台分の保険料が上がるということとよろしいのかな。僕らがよく会社で企業

で使うノンフリートとかああいうやつは、1台が事故したら全体が上がってしまうんです。だから、安く入れるんやけど、事故すると全部が上がってしまうというのかな。だから、どっちがお得感あるのか。まあまあ事故がないに越したことがないから、だいたいみんなは安いほうに入るんやけど、この保険に関しては、事故が起こった場合は割合的に全体が底上げされるのか、それとも、その1台だけの分が底上げされるのか、それどちらでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）1台で上がるという認識ではなくて、全体で上がるというんですか、事故したからこの分が上がりましてというのは明確にはないので、その部分というのがほかの保険とはちょっと違うのかなというふうに思っています。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）参考資料を見ますと、2台当たっていると思うんです。直進と信号待ちしてきた車と。この金額は2台に相当するものでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）今回、専決処分させていただいた分につきましては1台分、2回目に事故というんですか当たった分についての方とのというところでの専決処分になっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）すると、この参考資料に書いてある、相手方と書いてある車両の和解金だと思うんですけど、直進のほうはまだですという説明が要るのかなと感じたんですけど。まだこっちは解決してないわけですね。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）今おただしにございましたように、もう一台分についてはまだということでございます。その辺の表記の仕方については今後また注意して、その旨も分かりやすく表現するように努めたいと思います。申し訳ございません。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本件は承認することに決しました。

日程第3 議案第2号 橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例について

○議長（田中博晃君）日程第3 議案第2号

橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、総務経済委員会に付託いたします。

日程第4 議案第3号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（田中博晃君）日程第4 議案第3号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（田中博晃君）日程第5 議案第4号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）この条例改正の中で聞きたいのが、若者世帯、定義が39歳以下であるという表現に私は聞こえるんですけど、これ39歳と定めた根拠というのをまず教えてください、一つ目。

もう一つはその下にある「5年以上継続して橋本市に定住する意思」、この意思の定義というのは当局はどういうふうにお考えなのか、お伺いします。

ほんで、この条例の条文以外の話なんですけども、この条例を変更かけていく前に、かねがね議論のあった、若者世帯が地域優良賃貸住宅に入っていただいてというのであれば、今現状どれぐらいの空きがあるのか。部屋何部屋分に対してあと何部屋分ぐらい残っているのかということを知りたいのと、四つ目が、失礼ながらずっと言うてたのが、一つの部屋に一つの駐車場というのははっきり言うて時代遅れです。市営住宅じゃないので。

若者世代で優良市営住宅というたら、今、夫婦共働き当たり前の参画の中で駐車場の数が足りていない。一対一でも今足りていない

のにというのがまずあると思います。

駐車場を増やすという過去からの要望、僕は要望していると思うんですけど、それについてどのような検討をされて、今日これ上程しているのか。

この四つをお伺いします。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）お答えします。

まず一点目の、39歳の根拠なんですけれども、これは住宅施策を進める中で、若者世帯を私どものほうで39歳というふうに定めさせていただきました。具体的な根拠というのはないんですが、市として一旦こう決めさせていただいたと。

その他の条例でも、例えば無償譲渡に係る助成制度なんかでも若者世帯という言葉を使わせてもらっているんですが、それも39歳という定義をさせてもらっておりまして、その辺の統一を図らせていただいたといういうものでございます。

それから、5年以上の意思の確認というのは、聞き取り調査によって行うこととしております。

三点目が現在の空き状況なんですけども、地域優良賃貸住宅、全部で69戸の住戸がございまして、現時点で空きが10戸という状況になっております。

といいますのは、令和2年10月から子育て世帯への家賃助成というのを行っておるんですけども、その助成期間が6年というふうに定められておりまして、それは2万円の助成なんですけど、そのちょうど令和2年当初から入っていただいた方の期限がちょうど来るタイミングとなっております、その期限を迎えるにあたって別の、年数がたって手狭になってきたという理由もあるかとは思いますが、それと併せて、助成がなくなるのであればということで出られたという方がか

なりおられたというふうなことでございます。

あと、駐車場につきましては非常に難しい問題で、検討としましては、今ある平面駐車場を立体駐車場にするという検討は実際、絵も描いて行ったんですが、やっぱりかなり立体駐車場になりますと高額な費用が必要になってきて、その費用に対して増やせる台数というのが、確か6,000万円ぐらいの工事費をかけて増やせるのが数台やったというような形もありまして、やはりスロープを取ったり、あと消防活動空地というのがあって、そこには物を建てられないとかいろんな制約がございまして、お金をかける割にあまり増やせなかったというところで、立体駐車場の案に関してはちょっと実現不可能かなというところで現在止まっております。

以上でございます。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そうしたら、一つ目の39歳の定義なんですけど、これ例えばですよ、極論を言いますけど、奥さんが30後半で旦那さんが一回り年上やったと。これもオーケーなのかという話になってくるんですけど、これが、怒られるかも分かれへんけど、若者世帯という定義がどういうふうに当てはまるのかというのが分からないから。

別にいいんですよ、20代の奥さんと60歳の男性が結婚しても、それでも定義が当てはまる、それでも構へんのですよ。それぞれ人それぞれの恋愛感情であつたりとか結婚の定義というのは違うから、それは構へんのですけど、ある程度、何となく39歳とかそういうことじゃなくて、やっぱりある程度、若者世代という言葉を使うのであれば、もうちょっと、何というかな、断固たる39歳の定義というのはちょっと考えていただきたいなと。

よそがこうやからこうしとるんでというのはちょっと説得力に欠けるのかなというので、

これはちょっと考えていただきたいなと思う。別に39歳と明記するのが悪いと言うとるわけでもないし、ちゃんと根拠を持ってほしいという。横がそうやからこうやというのではなくて、ちゃんとやってほしいなという思いを感じます。

あと、意思の定義は承知しました。よく分かります。

駐車場の話なんですけども、再三ここずっと言うてて、今、部長が言われた6,000万円程度というのは、今、物価高、人件費高騰の前の話やと思うんです。ということは、今やっちゃうと億の話になるのかなというのが推測になると思うんですけど、やっぱりこの辺も、橋本市、この条例じゃなくて橋本市全体の話でいうと、子育て世代とか企業誘致とか、若者に、何というのかな、支援していこう、移住・定住、若者に出ていかないようにしてほしい、若者が橋本市へUターンで戻ってきてほしいという定義なのであれば、いろんな補助金を出しているのであれば、やっぱり今どき、どこの家でもそうやと思うんですけど、やっぱり1軒に2台、車というのは当たり前なんじゃないのと。

ほんで、建築住宅課がよう汗かいてくれるのはよう分かるんですけど、やっぱりものの定義としたら、1台はここ確保構へんけども、もう一台は自分でこの辺にあるから自分で探してきてねというのは、これもいかななものかなと。じゃ、市でどこか借り上げたって、ここで家賃、駐車場の家賃プラス5,000円か6,000円要りますけどとか、きちっと準備すべきもので優良市営住宅に入りませんかというチラシがあつてしかりなんでないかなと。これセットで動くべきなのかなと。

条例改正の部分でここまで聞いて申し訳ないけど、ただ、条例を認めてしまうと、今の状態を了解しましたという上で僕が賛成した

ことになるので、やっぱりその、セットでやっぱり考えていかんと、若者のニーズの世代の目線に合わせて条例可決したいので問うとんです。いかがですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）先ほど立体駐車場の検討についてはちょっとご紹介させていただいたんですが、そのほかにも、裏にある河川敷で空いたスペースがあるので、そこを駐車場にできないか等も考えて、国土交通省とも協議なんかを行ったんですが、結局、駐車場としての利用は認められなかったということで、今、案としてはない状態になっておるんですけども、もちろん駐車場があるのがベストではあるんですが、物理的に今、確保ができないという状況の中で、やはり入居前の説明の中できちんとその辺をご説明はさせていただいて、その状態で納得していただける方に入っていただくという手段しか今はないという状況です。

今後、確保ができないかということは継続して検討はする必要はあるかもしれませんが、そういった状況になっております。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第4号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第6 議案第1号 令和8年度橋本市
一般会計補正予算（第2号）に
ついて

○議長（田中博晃君）日程第6 議案第1号 令和8年度橋本市一般会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別に行います。

補正予算説明書の令和8年度一般会計補正予算（第2号）の8ページをお開きください。

まず、2款総務費、8ページから9ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、2款を終わります。

次に、3款民生費、4款衛生費、9ページから11ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、3款、4款を終わります。

次に、5款労働費、6款農林水産業費、11ページから12ページまで、質疑ありませんか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）11ページの農業振興に関する経費について伺いいたします。

本市の農業政策に基づいた補正予算の計上やとは思いますが、現状の課題、また、もろもろを分析した上で、今回また新たな補助金についての補正予算かなというふうに思います。

この点、どのような根拠でこの補正予算を、新たな補助金を制度に組み入れたのか。また、予算額については、算定根拠というか算出根拠、どういう根拠でこの金額を予算に計上したのかというところを説明いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）南出議員のご質問にお答えします。

農業振興条例に基づく補助金の件やと思うんですが、11ページ下段でいいますと、三つの補助金が対象になってまいります。18の負担金補助及び交付金のうち農業法人化事業補助金120万円、それから農業人材獲得支援事業

補助金200万円、それから下から二つ目、農業用水路補修支援事業補助金200万円、この三つということになります。

全体的なまず話、どういう根拠でこれを組み入れたのかというご質問なんですが、できるだけ農業振興条例、まあ農業振興条例というのは市の農業振興、プラス、農地を減らさない、減り続ける担い手を確保しなくてはいけないという課題に基づいてこの条例を定めております。

それについては農業者の意見を吸い上げてということで本市は取り組んでおりまして、昨年度、一昨年度も含めて、農業団体と呼ばれるところにヒアリング調査を行いました。その上で今回設定させてもろたのがこの三つということになっております。

まず、農業法人化事業補助金なんですが、120万円ということで、1件40万円の3件の120万円ということで予算計上させていただいております。これは令和3年度から令和6年度まで、実は実際昔あった、もともとあった補助金やったんですけども、その当時、法人化するのに対しまして、利用実績というのがなかったんです。ということで令和6年度に戻している状況やったんですけども、先ほど言わせてもろたヒアリング調査を実施したところ、橋本市で行っているインターネット支援事業ですとかふるさと便支援事業によって、若者を中心に所得がやっぱり上がってきているという中で、自分ところの経営体に力をつけたいというところで法人要望というのも数か所出てきておりました。

こういうことがありましたので、新たにというか再度計上させていただいた補助金になります。

二点目の農業人材獲得支援事業補助金というところがございます。やっぱり仕事に関しても男女機会均等の件もありますし、農業の

事業者サイドからいうと、やっぱり人材を獲得したいということもあります。

そんな中で、農業人材を獲得するに至りまして、やっぱりアルバイトというかそういう働いてもらう従業員に農業者が聞き取ったところ、やっぱり女性用トイレですとか、畑に行くのでその辺でするわけにもいかないので、トイレをやっぱり設置してほしいという要望も多々ありました。

併せて、この炎天下で作業しなあかんという状況の中で、やっぱり農業人材を獲得するためにはその辺の、雇用される方の、どない言うたらいいんですか、雇用に來たいというそういう意思と、あと雇用に対する福利厚生というんですか、そういうものも必要やということで、トイレを設置するとか、例えば空調服を購入するとかということの対しまして補助金を出すということになっております。

金額につきましては200万円ということで計上させていただいているんですけども、こちら補助金を3分の1補助ということで、補助上限が10万円、その10万円掛ける20件ということで200万円を計上させていただいております。

三つ目の農業用水路補修支援事業補助金なんですが、こちらは、実は主に田んぼをするのにやっぱり水の管理というのが必要になってきます。昨日も17番議員の質問で農業水路の質問がございましたけども、基本、大きな公共的な水路に関しましては受益者が数人いますので、複数いますので、市で工事して受益者負担金という形を取るんですけども、受益者が1人しかいない水路、最終的に自分とこの田んぼに引いてくる水路が傷んでいたために、なかなかそこは個人で直さなあかんの直せないことで田んぼをやめざるを得んというような事例がございましたので、受益者がいない、個々1人しかいない水路に関しま

して、こちらの補助制度を設けました。

補助金の額につきましては、補助率3分の1、補助上限20万円ということで、20万円掛ける10件の200万円ということで計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）農業用水路に関してはいろんな複雑な事情がある水路がたくさんあると思いますので、この辺はまた柔軟な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それと法人化については、またこの補助金、再登場ということで、いいことかなとは思いますが、なかなか法人化をするにあたってメリットとデメリット、メリットを発揮できないような法人化というところもあると思います。そういう意味ではメリットを発揮できるようなアドバイス等も含めて対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。一言、答弁をお願いします。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）法人化に関しましては、メリットのところも示しまして、そういう啓発も含めてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）先ほどのご説明でよく分かりましたが、プラスちょっと二点だけ。

農業振興条例はよく柔軟な対応、変革を遂げてくれてよかったと、前向きに感謝の気持ちを持っております。

その上でどうしても聞かざるを得んのが、例えば人材確保の観点でいうと、どこで線引きするかと。今回、農業振興条例ですけど、当然、何というのか、伝統工芸であったりとか橋本市には糸へんの関係でもすごく伝統的

なものもあると思うんです。

人材確保の観点から、やっぱり、さっき部長、例えばジャケットみたいなことをさらっと言うてたと思うんですけど、そういうのもやっぱり農業だけかよと。ふるさと便もたしかそうやったと思うんです。農業だけかよというのが、ここからまた尾ひれついてくるのかなと。そういうことはまた検討せなあかん。

これは農業の款なのでそこは答弁は結構なんすけど、それはやっぱり考えていかなあかん。それは経済推進部として考えてほしい。農林振興課としては、もう僕としたら120点の英断してくれて、それは感謝申し上げたいと思う。

だから、聞きたいのは、人気上昇したときにさらに補正を打つのか、上限を超えたときに、さらなる募集があったときにさらに補正を打つのか、そういう気があるのかどうかというのがまず一つ目の質問。

二つ目は、それに対しての体力。産業振興基金、ふるさと納税が基金になって産業振興基金をこれ使つとると思うんですけど、残高的なバランス、その辺はいかがですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず一点目の、これが人気でなくなったときに補正を打つのかどうかということなんですが、過去の実績からいいましても、例えばふるさと便に関しましても、事業を実施していく中で足り苦しくなった場合、当然、要綱を変更しないうちに超えた場合というのは、基本的にそれは見ていくべきかなと私は思っています。

なので、財政当局との交渉はあるんですけども、そこら辺はちょっと柔軟に対応できるように努力したいというふうに考えております。

もう一つが産業振興基金とのバランスということなんですけど、今年から産業振興基金に一旦ふるさと納税を積み直してということにはございませんので、全てふるさと橋本応援寄附金のほうで対応しているという状況なんですけど、これ当初予算のときに一応振り分けというところで、計画しまして予算措置ということやっておりますので、先ほど言った補正を打っていくにあたってはバランスが変わるので検討していく余地はあるんですけども、この辺はその残高も見ながら、事業構築ということを検討しながらやっていきたいというふうに考えていますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、5款、6款を終わります。

次に、7款商工費、8款土木費、12ページから13ページまで質疑ありませんか。

17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）お願いします。13ページの公園等管理費、三石台中央公園遊具設置工事ですが、これは従来の子ども向けの遊具を老朽化で撤去して、今度新しくということなんですけども、子ども向け遊具でまた設置を計画しているんだろうなと思うんですけども、地域の要望がありまして、その中に高齢者向けの遊具も設置できないだろうかという要望があります。

この公園に関しましては、確かに子どもの利用はあるんですけども、高齢者の利用割合もかなり高くて、大勢のお年寄りがこの公園を利用されておりまして、その皆さんからの要望であります。これはご検討いただけますでしょうか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）お答えいたします。

三石台中央公園なんですけれども、周辺にはこども園ですとか保育所、小学校がありますし、また最近、宅地開発で3事業ほど行われまして、96区画が宅地開発されたという経緯もございまして、子どもが増えてくるだろうという予測の下、やはり、一応、対象年齢は3歳から12歳ということで検討しておりますけれども、私どものほうにもやはり高齢者用の遊具をとという声は届いております、現在、前向きに検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）同じところで聞かせていただきます。三石台中央公園の遊具ですけれども、1,500万円を計上されているということなんですけども、ちょっと確認したら、まだどういうものを買うか決まっていないというふうにお伺いして、これから地元とお話もしながら遊具を決めていくということなんですけど、この予算ありきで物が決まっていないのに議案を上げてくるということがちょっと私にはよく理解できなくて、これはどういうふうに私たちは理解したらいいのか、まず説明ください。

そして先ほどの、何だろう、もし仮に1,500万円では満足のいくものが買えないとなった場合、地域の要望と合わせたときに、そのときに増額をするような考えがあるのかどうかということが二点目で、もう一つは、1,500万円、逆にもっと安く買えるとなると、先ほどの、大人の方も使えるような、いろんな複数の遊具を、1個じゃなくて、買うことを想定しているのか。

その三点をお伺いいたします。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）どういう遊具が決まっていないということなんですけれども、イメ

ージというのはできております。対象年齢3歳から12歳程度で、滑り台等がついた複合遊具というイメージはあるんです。

なぜ決まっていけないというご説明をさせていただいたかといいますと、これは市のほうでどういう遊具をきっちり設計をして、それに対して価格競争で入札で物を決めるというわけではなくて、プロポーザル方式、提案型の随意契約を考えておりまして、予定価格を設定して、市のイメージをお示しさせていただいた上で、各専門業者のほうからこういう遊具がいいんじゃないかというご提案を頂いて設置するという流れを考えておりますので、そういった意味でまだ決まっていけないというご説明を担当課のほうからさせてもらったのかなと思います。

したがいまして、2番目のご質問の、思っている遊具で予算に収まらなかったらというのはあり得ない話で、予定価格を示した上で提案していただくという流れになっておりますので、うちのほうで試算をしてみましたところ、数多くはできないですけれども、少数であれば高齢者用も入れられるんじゃないかという予測の下で今ご答弁のほうもさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）同じところなんですけれども、以前、一般質問させていただいて、防犯対策として、時計等もつけていただいた経緯があるんですけども、今やはり物騒な時代でありますので、遊具を建てる位置とかそういうところも、安全・安心を考えて、ご考慮いただいた上で設置場所についても考えていただきたいなと思いますけれども、その点はいかがですか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）先ほどの答弁とち

よっとかぶるところがありますけれども、その辺、どこにどういった遊具を設置するかというのも業者から提案を頂いて、最適なものをその中から市が選定していくという形を取っていきたいと思います。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）同じところなんですけど、どうもプロポーザル方式の定義というのが分からなくて、金額が天井が決まっとるんで、市の思いに一番近いところが取るということは、金額はどっちが安いかわからないということですね。理念と理想に基づいたところを的を撃ってくれたところに渡すというふうには私は聞こえたんですけど、そうしたら、その審査する人というのは市の中のどなたになるのかということが、これ一つ目。

二つ目が、土木費の市道修繕の4,000万円のほうの。同じところですよ。ここで同じで聞かなあかんのですよね、2回やから。

そこなんですけど、中身が変わってしまうんですけど、参考資料を見たら土木費の12ページの4,000万円、市道の損傷箇所の緊急応急的な修繕を増額しと、これありがたい予算やと思っているんです。一般財源なので思い切った英断してくれて、これは私も市議会議員、皆それぞれの地域に住んどって、老朽化したり、もうぼろぼろになってきとる道路というのは、いろいろ市民や区長からの要望が上がってきたところ、得意の優先順位というふうに言うてなかなか直してもらえないところを直してくれるであろう大切なお金やと思うんですけど、これらの直していくであろう優先順位というのはこの4,000万円でもうある程度決まっとるものなんですか。

これ補正で来るということは、当初予算の関係もあったんかも分からへん、後から来たんかも分からへんけども、これで直せるとこ

ろというのはもうある程度位置づけ決まっているのか。そこが聞きたいんです。

というのは、4,000万円だけ決まっとして、金額だけは計上しとるけど、これから優先順位を決めるんではないかということがまさかないでしょうねというようなことを聞いておきたいです。本当の意味で緊急性のちゃんとした精査ができとるんか否か、何件ぐらいをこの4,000万円ですするつもりなのか、きちっと明確にお答えいただきたい。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）お答えいたします。

まず一点目の、プロポーザルの審査に関してですけれども、基本、市の職員で関係する職員が審査員となります。一点、地域と現在十分話をしているつもりなんです、その審査員の中に三石台区からも出してもらえないかというちょっとご提案もさせていただいたんですけれども、区からはそれはもうちょっと行政のほうでやってというお話もありましたので、結果、市の職員の関係する部長級といえますかその辺りのメンバーで構成することになります。

それから二点目の、市道の修繕費の4,000万円なんですけれども、具体的にこの箇所、この箇所、この箇所ということで箇所づけがされて、その積み上げが4,000万円というわけではございません。

その内訳をちょっと説明させていただきますと、修繕を行う場合、3種類ほどパターンがございまして、一点目が緊急通報によって修繕に向かうもの、二点目が地元要望に基づいて行うもの、三点目が道路管理者として計画的に修繕を行っている、舗装が多いんですけれども、その三点から構成されております。

一点目の緊急通報によりますものは、例年の実績で1,500万円程度は見込んでおく必要があるだろうということで、特に箇所づけと

いうのは現在されておりますけれども、通報によって動くもの、それが1,500万円程度です。

地元要望によるものといましては、一応、A B C Dというランクづけをしております優先の順位をつけてやっておるんですけれども、ご承知のとおり全然その要望に対して全然はけていけないということで、今でいいますと、だいたい4億5,000万円ぐらいの不足が生じてきております。

件数にしてもちょうど450件ほどの件数がございます、それを1年で片づけるというのはとても無理な話で、今のところはこれを何とか、新規で増えてくる分も含めて10年で解消していきたいということで、その分で年間4,500万円程度。

あと、道路管理者として計画的に行っている舗装修繕というのはだいたい4,000万円ぐらいを見込んでおりまして、今言わせていただいた合計が1億円ちょうどになります。当初予算では例年どおり6,000万円ということで計上させてもらっておりまして、その不足分の4,000万円を今回新たに要求させていただいたということで、具体的な箇所づけというのは現在まだされてございません。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）分かりやすい説明ありがとうございます。4,000万円上乗せして10年で追いつこうという、何か前へ出る姿勢を示してくれたんやったら、それは感謝申し上げます。

ただ、これだけ維持管理とか、昨日、自分の一般質問でもありましたように、市民病院のクーラーであったりとか、今どきLED化は当たり前の街路灯とか、これからもう老朽化に対する対応というのがもうどこの分野でも、医療、教育、経済、当然そういうところではもうなってくるので、やっぱり道路管理

者としたら、やっぱり大きな道路やったらある程度見れとるんかなと思うんですけど、こういう小さな道路というのはどうしてもやっぱり少数意見というのは通らない。

この道の先に数軒しかないからどうしても後回しになるとか、そういったところでの平等性というのはほんならどこで取るんよという話になると思うんですけど、どうしても道路を支える地盤が崩れてきとるとか、これから危機管理でいろいろ調べていただけたらと思うんですけども、道路を支える地盤の裏側であつたりとか、土砂災害で市道の上に土砂が来とるとか草が横から圧迫してきて狭く感じるとか、事故とかにつながるというところはきちんとやっぱり、要らん仕事を申し上げて申し訳ないんですけど、やっぱりそれも減災というか事前の努力で回避できるものというはあるのかなと。

道が陥没したさかい修理代、緊急性でいくという、壊れてくれたらすぐいってくれるではなくて、やっぱり災害を事前に予防するというのは予算の色には反映できない日頃の人件費というか気の持ちようというか、そこもやっぱりリンクして一緒にいってもらいたいということを申し上げておきたいんです。

答弁ください。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）確かに重要度とかを考えますと交通量の多いところというのは優先されがちなんですけども、ただ、あまり人が通らない道をないがしろにしているわけではなくて、先日もご連絡いただきましたけども、山の中の道で下がすいているよというご報告を頂ければ、現場の確認を行って危険というふうに判断すれば、あまり人が通らないところでも対応はするようにしています。今後、それが十分できていない部分も確かに多々あるんですけども、できる限りやって

いけるように努めてまいりたいと思います。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、7款、8款を終わります。

次に、10款教育費、13ページから15ページまで、質疑ありませんか。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）14ページ、一番下、3203の文化財保護に要する経費ですが、予算説明書を見ますと旧応其中学校跡地の調査ということになると思います。そうなりますとやはり、いろいろと調査が始まって掘削とかをすると、やっぱり地元住民の方、周辺の住民の方にもやっぱりいろいろと騒音であるとかそういったご迷惑をかけることもあるとは思いますが、その辺の地元に対して説明がこれからなのか、もう終わっているのか。

いまだにこの準備委員会では、もう旧応其中学校の跡地に高野口中学校をという建設予定ということは聞いておりますが、地元住民の方でもまだ知らないという方がいらっしゃると思います。何を始めるんやろうというふうなこともありますので、地元の住民の方にしっかりとその辺の周知がされておるのか、説明会とかされておるのか、その点も併せて伺いしたいと思いますし、この説明書の中にも、用地買収も考えてというのが手数料の中に入っていますよね。ということは、どこかを買収しないとこの用地は使えないというふうに教育委員会は思っているのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、地元説明会、周知のことにつきましては、これから入っていくのが正直なところです。埋蔵文化財の調査に入ることも、この予算を通していただきましたら地元の区長会

のほうに行きまして、調査員が現場に入るといふこともまず説明に順番に伺いたいと思います。

この後、応其中学校跡地の、別の科目で手数料として予算を上げているんですけども、用地買収というのは今後想定しております。あくまで個々に関わることは申し上げられないんですけども、最終的に用地を買収させてもらうということは敷地を広げて出入口を確保するということなんですけど、その前にいろんな建物の補償とかもありますので、そういったことも入らせてもらいますという、個々のことは触れられませんが、そういったのをまず区長に説明をさせていただいた上で、順番に地元周知のほうを図りたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）その点、お願いしたいと思います。やはり高野口、地元の方々にとってはすごく関心度が高いことでもありますので、住民委員会でもいろいろチラシみたいなのも作っていただいていますから、ああいうのを回覧で回していただいたらよく分かるんじゃないかなと思いますし、なかなか、やはりまだまだ知られていないんじゃないかなと思いますから、回覧を回すとかその辺もしながら周知をお願いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）ホームページにアップさせてもらってある、そういうお便りも回覧のほうをするようなことも考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）小学校管理運営に関する経費の中の14番、工事請負費、小学校建設

に関する経費の中の境原小学校擁壁整備工事費3,000万円ということで、これが工期と内容、いつから、どのように、いつまでかかるのかというところがまず一点目。

二点目、子どもたちの安全対策というか、地域の方も含めて、工事車両とかが入ってくるとしますのでその点と、その工事のことを地元で周知されているかということで三点目、地元周知。

その三点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、一点目の工期につきましては、今予算を通過いただきましたら、7月に入札予定をしているんですけども、8月にもし契約ができれば、1月下旬までかけて工期というのは考えております。

内容といいますのは、東側の斜面の土砂災害対策ということで、待ち受けの防護柵を設けます。その今回、当初予算ではある程度予算を頂いていてたんですけども、ボーリング調査の後、補強が必要ということもありまして上乗せさせていただいた次第です。

それから、子どもたちの安全対策のことなんですけども、当然、重機が入りますので、学校長とも相談しまして、車両進入のルートですとかそういったのを子どもたちの影響のないように、事前協議をして確保に努めてまいります。

それから、地元周知につきましてはこれからでございます。順次努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続いてなんですけども、その下になります。14番、幼稚園費の中の14、工事請負費。これ

も幼稚園の解体工事、旧境原幼稚園解体工事費として1,548万8,000円ということで、これも工期、いつから、どのように、いつまでということと、安全面ということで、小学校敷地内つながっていますのでその辺のことで、それから同じく地元周知についてお願いします。

あと、夏祭りですけれども幼稚園の敷地を使っていたんですけれども、その辺がどないなるのかというようなところも教えていただけたらと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

まず、今回のこの増額に至った経緯についてちょっとお話しさせていただくんですけれども、今回につきましては、当初予算でまず一定この解体工事費というのはご承認いただいていたところなんですけれども、昨年の9月議会におきまして工事の設計についてご承認いただきまして、そちらのほうの業務の中でアスベストの含有の調査というのが委託の中で入ってございました。

その調査結果が出たところ、アスベスト、外壁の下地のほうの調整塗料、こちらのほうで非飛散性のアスベストというのが検出されました。レベルでいうと比較的低い、一番下のレベル3というところで、そのままだったら問題というのは比較的低いんですけれども、やはり解体工事ということで飛散してくる可能性が大いにありますので、その辺りの対応というところでの今回、増額でご要望させていただくのが主な額になります。

それと、先ほど申しました、当初のご承認いただいております工事費に今般の物価高騰分というのも今回加味させていただいて、1,500万円余りのご提案という形となっております。

工期についてなんですけれども、今回この予算をご承認いただきましたら、8月の入札、その後、8月末の契約という形で一応予定という形では担当のほうは考えてございます。

あと、地元への周知という点についてなんですけれども、こちら、このアスベストの結果が出まして、今回の議会のほうで増額の予算のほうをご提案させていただくという旨を地元の自治会長のほうにも一定お話のほうはさせていただきまして、説明会云々のご相談をちょっと事前にさせていただいております。

その中では、今の段階なんですけれども、もう自治会長のほうからは説明会というよりも、一応、近隣の住民に対してその説明の文書のほうを配付してほしいというような話をお伺いいたしております。その中で、今後のスケジュール感でありますとか騒音の対策、そしてアスベストの対策をどういうふうにやっていくのかというのを盛り込んだものというような話を今お伺いしておりますので、今後ご承認いただきまして事業のほうを進めていく中で、今のご要望というのをまとめさせていただいた案でありますとか、その辺り、あと、実際にどの範囲の住民のほうにそういう案内文を配布するのかというのは、改めて今後、自治会長と詰めさせていただけたらなというふうに思っております。

あと、安全対策という点につきましては当然必要なところでございます。今、議員もおっしゃっていただきましたように、小学校と隣接といいますか、ほぼ同じ敷地の中でというところでございます。先ほどもおたしで小学校のほうの工事のお話もいただいておりますので、その点につきましては担当部署、関連する部署、当然地元とも十分連携を図りながら調整してやっていきたいというふうに思っております。

あと、夏祭りの点につきましても、今の調

整の中で、やはり、今申しましたスケジュール感でいうと長期休みである夏休み以降の工事の着手という形にもなってこようかと思えます。いろんな様々な行事、学校も含めてあろうかと思えますので、その辺りも含めて調整のほうはさせていただきながら工事のほうを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）同じところですよ。これ境原幼稚園でいうと、新しい紀見保育園の最適化事業債の関連の約束事の、5年以内に名義を変えるか潰さなあかんという定義で今これ実行に移しとると。ほんで、アスベストが出たからという話で、それはもう分かったんです。

最終のこれ、番地かな、これ境原小学校と幼稚園、幼稚園いうたらもともと教育委員会やと思うんですけど、同じ隣接しとるというけど、線がありますよね。溝があるから、入り口も二つありますよね。昨日見に行ってきたんですけど、校門が二つあるということは、土地は行政財産として幼稚園の部類と小学校の部類と分かれとるように僕は思うんですけど、そうしたら、今回解体するところというのは建物を解体して更地にして普通財産になるわけですよ。

そういうふうに考えていいのかな、それとも小学校の運動場の延長としてそのまま置いておくのか。行政財産なのか普通財産になるのかと、そこまで最適化事業債のルールはないと思うんですけど、基本的には、たまたま同一敷地内という表現か、隣接する敷地内に幼稚園があるという解釈ですよ、航空図面というか平面図でいうと。

ほんだら解体した後あそこはどういうふうになるのかというのは多分、私ちょっと説明

を受けてないように思うんですけど、一般的に旧紀見保育園でしたら単体やから更地にしたらどうするという議論に多分なっていくし、もう一点が工事の工期なんですけど、境原小学校敷地内で同時に工事が二つ来るのかな。

必要な工事やと思うので、結構大変な建設作業というか、結構ハードなのが2回同時にあの狭い敷地内で、これ可能なのかなというのが、騒音どうのこうのと違って、入る機械の重機であつたりとか流動する人、そこまでシミュレーション、多分、当局できてないんじゃないかなと僕はどうしても思うんです。

なってしまうてから、後ですごい苦情が出たりとか、音が3倍4倍になったりとか、工期をずらすということはできないのかなということなんです。工期をずらすほうは当然、幼稚園の解体のほうを指すんですけど、それについてはいかがですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず一点目の、解体後のということについてのおただしなんですけれども、こちら昨年、先ほども申しました9月議会の設計のご審議をいただいているときにもちょっとご質問のほうを頂いてご回答のほうをさせていただいたかなと、すみません、ちょっと私そういうふうに記憶しておるんですが、改めてさせていただくんですが、今おっしゃっていただいたように、あそこ土地的にはもう1筆の土地であつたかと思えます。

解体後につきましては、小学校があるというところの中で、あと運営管理については教育委員会のほうに移管といいますか、させていただくというような形で考えております。

あと、工期の点についてなんですけれども、こちら解体工事につきましては建築部局のほうに管理のほうをお願いする形で、今現在もそのような中で連携しながらといいますか、

作業のほうを進めておるんですけれども、今の段階、今、議員がご心配といいますか、いただいておりますように、大きな工事が二つ入ってくるというところの中で、一定、広域的な分も十分考えながら当然やっていかなければならないというような話はしておるんですけれども、先ほどのご質問に対するお答えにも重複するんですけれども、引き続きそういう建築部局である、当然、教育委員会、学校、地元辺りと協議・連携しながら、とにかく安全に留意して進めていきたいというように今のところは考えてございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）一点目は失礼しました。ほんだら僕がちょっと聞き逃しとっただけで、同一敷地内で1筆なので、解体して更地にしたらもう境原小学校の運動場が大きくなったという、そういう解釈でいいんですね。ありがとうございます。

校門も別であるので、それらも多分、解体してきっちりやってくれると思うので、大切な小学校なので、それはもうお任せいたします。

二点目の、ちょっとお任せできんところがこの再質問なんですけど、答弁上きれいに聞こえるし、建設の方と協議してまいりますと、健康福祉部長が言うんやから間違いないと思うんですけど、これ工程表とかきっちり議論したさかいて、これちゃんとできるものではないと思うんです。

というのは、学童もあれ運動場から入るんですよね。プールもそこから入るんですよね。着替えるところはどこなんやろうと。簡単に、僕、境原小学校の平面図を見て、全て隅々まで確認してないんですけど、子どもたちが工事現場の周辺を移動する可能性がまず極めて高いということ、大きな工事がダブルになっ

ったら工事現場と工事現場の間に学童があるということ、学校運営は止まらないということ、これらがちゃんと協議できるとは、すみません、今の教育委員会の、今、答弁するのは教育委員会と違いますけど、ちょっと信頼性がないです、はっきり言うて。

だから、子どもの安心・安全の、子どもの学習の環境を守ることが一番なのであれば、そこはちゃんと工事が始まる前に、我々議会に対して、議長に対して明確にお示しいただきたい。これはもう要望というか、やっぱりそこら辺がきっちりできてなかったら、何かあってからでは遅いでしょう。

ほんでアスベストでしょう。飛び火したらあかんでしょう。すぐそばに子どもがまたプールに行ったり学童保育に来るんでしょう。解体しとる100メートルも離れていないところですよ。これはきっちりしていただかないと、職員トイレがもれとったとか大規模改修もれとったとか、そんな追加補正でいくとか、そんなお金で済む話じゃないので、これはやっぱり教育長、ちょっとその辺に対して約束していただきたいんですけど、答弁いただけますか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）私としても安全というのは本当に優先されるべきものだと思っております。いろんな事情があって延びてきたということがあって重なってきている。その辺りも聞かせてもらってはおりますけれども、その中で本当にできていくかということについては、私自身も詳しいものをまだ見ていない状況の中でなんですけれども、そのところはきちっと確保していかないと、教育活動を止めることはできませんので、そこはしっかり私も注視して、意見も述べるどころ述べていきたいと、そんなふうに思います。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）14ページの橋っ子祭りの実施委託料について、ちょっと質問させていただきます。

私、この橋っ子祭り、非常に期待をしております。今までの経過を見てみますと、やっぱり郷土愛を育むというところかなというふうに思います。

私の一般質問でも出生率であったり子育てであったりということで、今回は総論ということでさせていただきましたけども、やっぱり橋本市の歴史であるとか文化であるとか自然であるとか産業であるとかというところをしっかりと深く知ることによって郷土愛につなげていくということかなと思います。あえて言えば、未来の橋本市の担い手をつくってもらえるような事業なのかなというふうにも考えております。

そういう意味では、実施委託料とは書いておりますけども、やはり担当課だけでなく、関係団体であったり関係部署、たくさん関係部署があると思います。しっかりサポートしていただいて、参加人数が何人であったかとかそういう問題だけじゃなく、やっぱり中身の濃い事業にしていきたいというふうに思いますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、この橋っ子祭りは、子どもたちが企画や運営に関わって、いろんな体験をして郷土愛やシビックプライドを育むということを目的としております。

実施体制なんですけども、予算は生涯学習課のほうで上げさせてもらっているんですけども、健康福祉部、経済推進部、3部でこれは共同で開催していくものでございます。で

すのでそういったところも、今年はちょっと実行委員会をスリム化しまして進めていきたいと考えています。

当然、未来の子どもたちという形につなげていくんですけど、ほかの実行委員会と違ってこの祭りの学生委員は毎年大幅に入れ替わりますので、そういったところで新鮮味を持って企画・運営に携わっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）南出議員と同じところなんですけど、前年度の予算よりも120万円ぐらい少ないと思うんです。そんな中で今言っていたような目的を果たす何か工夫とかがあるのかなとすごく疑問に思いました。

それで、予算ももちろん少なくして、去年よりも盛り上がった、目的を達するようなことがあれば、工夫とか今できているならいいけれども、ちょっと私、去年かな、行かせてもらったんですけど、失礼ですけど、もう一つ盛り上がりには欠けるというか、そういうのをすごく感じたんです。

だから、予算が減っている中でも、もっとやっぱり去年よりももっともっとという何か工夫とかがあれば教えていただきたいです。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）予算が昨年度よりも減っているというところにつきましては、過去2回やってきまして、子どもの送迎バスを用意していたんですけども、乗車数が一定数しかなかったというのもありまして、今回はこの送迎バスを想定せずに予算を計上させていただきました。

また、のぼり等も去年作らせてもろたものがありますので、そういった部分も再利用する形で事業費のほうを見直した次第です。

もっともっとという中身の工夫なんですけど、今年も学生委員が大幅に入れ替わると先ほど申し上げたんですけど、中学生ボランティアを中心にして今回は運営できないかというふうに考えています。今までは高校生とかも入ってもらっていたんですけど、当然公募はするんですけど、やっぱり受験を控えているという、それから習い事、部活、テスト期間というのもどうしてもありますので、子どもの会議に来てもらうのもやっぱりちょっと一定の限界もありましたので、今回、工夫としましては中学生をメインに、平日の夜に行っていた会議を逆に土日にも広げまして参加しやすいような形にしていきたいなということと、あとインフルエンサーの力もお借りしまして、どういった形で企画をしていったら有意義になるのかとか人が集まるのかということも教えてもらいながら実行委員会を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）よく分かりました。そうです、もう一つ周知の仕方もすごく気になっていたのので、せっかくいいことをしてくださるのにと考えていたんですけど、インフルエンサーの方とかSNSであったり、周知をまた頑張っていただいて、ぜひ盛り上がる会にしてもらえたらと思います。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）すみません、同じところなんですけれども、もともとこどもまつりってあって、ほんで健康広場があって、それを11月に2回も2週続けてやるというのは大変な状況なのということなので一つにまとめて「すこやか橋本まなびの日」になって、その後またこれ橋っ子祭りというんですけども、まなびの日も結構、子どものこともやっ

し、いろんな方が関わるとるわけでしょう。

でも、そのようなところも、こどもまつりといえますか、名前は違うんですけども、「みんな集まれ！橋っ子祭り」、そうなってきたら、何か中身についても重複しとるというか若干あるし、出ていっている人間もあれやし、前から言われるとおりに、秋にイベントをどんどんやると職員は毎週出ていかなあかん大変な状況になつとると思うんです。特に生涯学習課なんかはきつい状況だと思います。

そやから、ほんまにこどもまつりをやるんやったら、もうまなびの日とのすみ分けをきちっとして、ほんまに橋っ子祭りのときは子どもらを中心に、子どもだけでやるというぐらいの気持ちを持って中身も考えていかんと、先ほど4番議員もあつたけど、同じような中身やったら話にならんと。そうでしょう。

2日に分けてやってる、秋に2回も続けて職員が関わって大変な作業をしとって、中身がえらい変わらんと。以前、何のためにあなんして統合して、同じことをするんやったらいっぺんにみんな寄ってもらおうよということでやったやつを、またあえてこどもまつりをやっとするんやから、それはそれできちっとすみ分けをして、ほんまにこの橋っ子祭りは子どもらを中心にやってもらうんやと。

これ二つ、教育委員会は大変やで、言うたら悪いけど。もともとこの橋っ子祭りは経済推進部が考えたやつやで。サマーボールの代わりやというようなことで考えたやつをこっちへもらってきて、教育委員会は2回続けて作業をしとんやで、秋に。どえらい大変なことをやっとするわけや。

そやから、この橋っ子祭りは子どものことやけども、ほんならどこかが、誰か中心になってやったらんと、生涯学習課ばっかしこれやっとなら大変な状況になるで。職員もそうやし、出てくる者もそうやし。

中身が魅力的、ほんまに子どものことを中心でやるんやったら、もっともっと子ども中心にやったってもらわんと。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）ご質問いただき、ありがとうございます。

子どもを中心にするところはしっかりと持っております。大人が用意したイベントに来てもらうんじゃなくて、子どもが企画・運営に携わる、また、ターゲットも小さい子どもに来てもらう催しを考えるということで、趣旨を持って進めていきたいと思います。

ただ、今回も県立体育館で予定しているんですけども、空き状況等もありまして、すこやか橋本まなびの日の週と1週間空けての開催となります。同時期の開催となるんですけども、生涯学習課が事務局を持っているんですけども、いろんな部署に協力を頂いて、一定の職員に負担がかかり過ぎないように配慮しながら進めたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）他の部署にも協力してもらおうと言っても、経済推進部はまた「まっせ・はしもと〜柿まつり〜」がありますよ。商工祭りね、もともとの。だから、そんなからいうたら、職員にやっぱり負担どえらいかかってるんちゃうかな、秋にね。

それは市のためにということで仕方がない部分もあるんですけども、この橋っ子祭りも当初のいきさつからいくと、ちょっと経済推進部が先走ったというかな変なあれになってしまったので、もっと子どもらのことを思うんやったら、そういう団体に何でもっと協力してもらえへんのかなと。そうでしょう。

橋本市青年指導員連絡会があって、今、中学生ボランティアクラブもできて、ほな、そこと連携しとるのはどこやねんと。ほんなら

橋本市青少年育成市民会議があって、市内の団体が全部入っとるわけや。そやから中心を青年リーダーとか各学校の代表者とかにして、その補佐をそういう育成団体がやったら、ある程度任せていったら、もっと子ども中心の祭りになるんよ。

最初のいきさつも、はっきり言うて悪いけど、経済推進部が考えた実行委員会にやっとなるから、うまいことってないわけや。最初から僕は知っとるで。そやから、今、そしてもう3回目になるんで、もうもっとほんまに子どもを中心にして、職員もみんな負担あんまりかからんように、いろんな団体みんなの協力、青少年に関わる団体の、それはもうバックでええと思うので、上はやっぱ子どもらということで、もうちょっと組織のことも考えていったほうが、もっとほんまの祭りになるのではないかなと僕は思います。

○議長（田中博晃君）答弁はどうされますか。

○15番（辻本 勉君）答弁、少しく下さい。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

当然、橋本市青年指導員連絡会の今まで夏休みの子ども冒険村であったりジュニアリーダー研修等で今まで参画してくれた児童生徒もいますので、そういった子どもたちにも声をかけさせてもらって、こういうまた違う舞台上一緒に企画に携わっていかないかというのも声かけさせていただいた上で進めたいと思います。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）同じところです。子どもを中心というのがちょっと皆さん引っかかるのかなと思うんですけども、イベントするのってなかなか難しいじゃないですか。職員もいろんなイベントをされていますけども、予算の組立てとか安全管理とか、入り口で旗

を振ったり。

橋っ子祭りというのを考えますと、本当に競技運営であつたり舞台上であつたりそういった花形の部分は活躍されているのかなと思うんですけど、イベントで実際に本当に難しいところというのは、そういった交通整理であつたりイベント運営上に必要なところというのが分からずして、果たして橋本市のリーダーって育成できるのかなと何かちょっと疑問に思うんですけども、子ども中心という意味をちょっと説明いただけますでしょうか。どこの中心のことを言っているんですか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

昨年度まではいわゆる一から、この橋っ子祭りで何をするかというところから入っていたんですけども、本年度に関しましては、昨年度に引き続いて運動会形式はするんですけども、その運動会の中身のプログラムを中心に、そういったところで子どもたちのアイデアを、思いを形に変えていくというスタンスを取りたいと思っています。

それが子どもの企画という形で、これまで三つの部会があったんですけども、今回、企画部会という形の一つにまとめまして、運動会の中身についてを中心に考えてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（田中博晃君） 13番 田中君。

○13番（田中和仁君）そういう意味では理解できました。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第 1 号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 1 号 令和 8 年度橋本市一般会計補正予算（第 2 号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 5 号 物品購入契約の締結について

○議長（田中博晃君） 日程第 7 議案第 5 号 物品購入契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 物品購入契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 物品購入契約の締結について

○議長（田中博晃君）日程第8 議案第6号 物品購入契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号に

ついては、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 物品購入契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 物品購入契約の締結について

○議長（田中博晃君）日程第9 議案第7号 物品購入契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ごみ袋、一般質問でもちよつとさせてもらったんですけど、枚数が減ったよということですけども、その内容について、どれぐらい減っていますか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）ごみ袋の調達については、当初予算の段階では106万枚を予定していたんですけども、今回の調達で60万枚を購入するという予定です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）価格が上がったことによって6割ぐらいの枚数に減ったよということですね。それでも今年度は乗り乗り切れるという算出ですか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）在庫等の確認しながら、今年度分についてはこれでいけるといふうな形で今は認識しておるんですけども、ただ、報道等でごみ袋の不足ということで、皆さんの気持ち的に、なくなる前に買っておこうという行動がやはり起こっておるといふものもあります。

ですので、通常の購入のペースでいくと最後までもつというような見通しは立てておるんですけども、今後、前もって多めに買っておこうというような行動が起らないように、こちら周知に努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 物品購入契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中博晃君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明6月19日から6月25日までの7日間は、委員会審査等のため休会とし、6月26日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時51分 散会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 田中博晃
6番議員 高本勝次
12番議員 小林弘

